

## 対応困難な実情に配慮した 2 年間の 宥恕措置 ～電子取引の保存～

2022 年 1 月から電子取引は必ず一定の要件を満たしたデータ保存が求められるところ、当該要件を満たすための準備が間に合わないなど、事業者の事情に配慮した措置が設けられました。

### 電子取引とは

#### (1) 書類の保存義務

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められています。

#### (2) 電子取引とは

電子取引とは、上記 (1) と同様の取引情報（書類に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）の授受を、電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には下図の他、次のデータの授受も電子取引に該当します。

- インターネットのホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- クレジットカードの利用明細データ、交通系 IC カードによる支払データ
- EDI システムを利用したデータ
- ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機を利用したデータ
- DVD 等の記録媒体を介した請求書等のデータ

(1) の保存義務者がこの電子取引を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければなりません。これまでは書面に印字して保存する方法も認められていましたが、2022 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報からは、原則、次ページ (3) の要件を満たしたデータ保存が求められます。

### 電子取引の例 (イメージ)

#### [A 社が利用しているクラウドサービス上で請求書等を授受]



#### [B 社から電子メールにて請求書等を授受]



(※1) クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、下記 (※2) と同様の点に留意します。

(※2) データは、例示の他、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド (ストレージ) サービス等に記録・保存します。この場合、当該データに一定のタイムスタンプが付与されていないときは受領者側でタイムスタンプを付与するか、一定の事務処理規程に基づく適切なデータ管理が求められます。また、対象となるデータは、原則、検索可能な状態での保存が求められる点にも留意します。

#### (3) 電磁的記録の保存等を行う場合の要件

電子取引の取引情報を電磁的記録により保存等するにあたっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。具体的には以下の要件となります。

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け (自社開発のプログラムを使用する場合限定)
- 見読可能装置の備付け等
- 検索機能の確保
- 次のいずれかの措置を行う
  - ① タイムスタンプが付された後の授受
  - ② 原則、速やかにタイムスタンプを付す
  - ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
  - ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

事務処理規程や索引簿のひな型は、国税庁のサイトから入手することができます。

### 事業者の事情に配慮した宥恕措置

データの保存にあたり、(3) の要件を満たすための準備が間に合わない事業者の事情に配慮し、2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの電子取引について、次のすべてを満たす場合には (3) の要件を満たさないデータの保存を可能とする措置が、令和 4 年度税制改正により設けられました。

- ① 納税地等の所轄税務署長が (3) の要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認めること
- ② 質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面 (整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。) の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること

書面に印字して保存している事業者がこの措置を適用する場合は、次のとおり引き続き書面に印字して保存することが可能です。

(3) の要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮する

なお、2022 年 1 月 1 日時点で (3) の要件を満たさないことについてやむを得ない事情があるとしても、2023 年 12 月 31 日までの 2 年の間に要件を満たせるよう準備は必要です。

(※) 国税庁 HP 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf) ほか

\* My Common ニュースレターより引用

## 事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Blog



Facebook



HP



## HAPPY BIRTHDAY

\*1月5日 (水) 1月誕生会

1 月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : [soumu@ideasoken.jp](mailto:soumu@ideasoken.jp)